

令和5年度 重点努力事項

1 学習指導の工夫 → 「分かった・できた」という喜びのある授業

- (1) 教材研究を深め、生徒にとって分かりやすい授業の推推を図る。
 - TTや少人数指導（英語科）など指導形態を工夫し、個に応じた指導の充実を図る。
 - 指導と評価の一体化を図る。
 - 1人1台の端末を効果的に活用した学習活動の充実を図る。
 - 図書室の有効活用を図るなど、学ぶ意欲を育てる学習の場を工夫する。
- (2) 各教科等との関連を図った総合的・横断的な学習の時間の充実を図る。
 - 体験的な学習や問題解決的な学習を積極的に取り入れる。
 - 討論や発表の場を意図的に設定する。
- (3) 生徒一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進を図る。
- (4) 生徒の実態を把握し、その実態に応じた手立てを工夫（指導の焦点化、家庭学習・補習学習の強化など）し、基礎・基本の定着を図る。
- (5) 系統的、計画的な進路指導を通して、将来への夢や希望をもち、「志」へと発展できる生徒の育成を図る。
- (6) 生徒一人一人の望ましい勤労観や職業感を育てるため、志教育やキャリア教育の充実を図る。
- (7) 地域学習や地域貢献学習を展開し、郷土愛を深め、社会貢献しようとする態度を高める。
- (8) 家庭での基本的な生活習慣や望ましい学習習慣の形成を図り、学力向上の礎にする。

2 健全育成の推進 → 自己有用感を持てる生徒

- (1) 集団生活を通して帰属意識を高めるとともに、連帯感や一体感が享受できる活動の推進を図る。
- (2) 生徒指導の三機能（自己存在感・共感的理解・自己決定）を教育活動の中で展開しながら、生徒一人一人の自己指導能力の育成を図る。
- (3) iチェックを活用し、自己理解・他者理解、生徒理解を深め、生徒相互並びに生徒と教師の好ましい関係づくりを図り、学習集団として望ましい集団へと高める。
- (4) いじめ、不登校の未然防止及び早期発見・早期対応に組織的に取り組む。
- (5) いじめや不登校生徒に適切に対応できるようにするとともに、学び支援教室の充実を図り、教育相談員、SC・SSWや関係機関との連携を深める。
- (6) PTA、行政区をはじめとする関係機関と連携を図り、生徒の健全育成と非行防止に努める。

3 心の教育の推進 → 自他を尊重する心豊かな生徒

- (1) 「特別の教科 道徳」の時間の充実を図るとともに、あらゆる教育活動において道徳的価値を扱い、道徳的心情を醸成し、道徳性を豊かにし、道徳的実践力を高める。
- (2) あいさつや返事など場面に応じた正しい言葉遣いが自然にできる生徒の育成に努める。
- (3) 学年・学級集団や異年齢集団の活動を生かし、成就感を味わい、豊かな心を育む教育活動を積極的に推進する。
- (4) 朝読書を通して豊かな情操を育む。
- (5) 校舎内外の環境整備や環境美化に努め、落ち着いた学校づくりに努める。生徒の活躍を応援する掲示物・廊下経営を工夫する。

4 健康安全, 体力づくり活動の推進 → 心身ともにたくましい生徒

- (1) 進んで運動に親しみ, 体力の向上と生涯スポーツの基礎を培う体育の充実に努める。
- (2) 給食センターと連携し, 食育を推進するとともに, 家庭と一体となって健康教育の充実に努める。
- (3) 心身の健康と安全な学校生活に必要な態度, 習慣を身に付けさせる指導を様々な場を通じて行う。
- (4) 健康診断・スポーツテスト等の検査・調査結果を生徒個人・保護者に返すとともに, 改善・増進に向けた取組へとつなげていく。
- (5) 計画的, 継続的に特別活動や部活動等を通して体力の向上に努める。
- (6) 自然災害等への備えや事件・事故防止に向けて, 防災教育や安全教育, 安全管理の推進に努める。
- (7) 学校保健委員会を開催し, 学校保健・学校安全にかかる指導・助言を教育活動の中に確実に反映させていく。

5 校内研究の推進 → 教職員の資質・指導力の向上

- (1) 全職員が各種研修に意欲的に取り組み, 学びの充実にに向けた学習環境の保障に努める。
- (2) 校内研究主題・副主題を受け, 各教科等において指導法の工夫・改善に継続して取り組み, 学力向上を図る。
「学び合い」「聴き合い」のできる集団づくりを行い, 「学ぶ楽しさ・学ぶ喜び」が実感できる授業を創造する。
- (3) 各種研修会の成果を共有する場を設け, 実践的指導力の向上を図る研修を充実する。
- (4) 現職教育の充実に努め, 学習指導力の向上並びに事件・事故防止や防災などの危機管理能力の向上に努める。
- (5) 「E S D (持続可能な開発のための教育)」の理念の下, 多様な発想・着想のできる生徒の育成やグローバル人材の育成に努める。

6 学校・地域との連携推進 → 小学校・地域との協働と連携

- (1) 大和中校区4小学校との連携を深め, 義務教育の9年間を見据えた児童生徒の健全な育成に向けた取組を推進する。(連サポ・英語交流・出前授業・研修等)
- (2) 保護者, 地域の方々, 社会教育関係団体との連携・協力による教育活動の充実に努める。
- (3) 小学校や地域と連携しながら, 危険箇所のチェックをはじめ, 不審者対策等を強化する。
- (4) 「協働教育」の理念を踏まえ, 活動に主体的に取り組み, 社会参画の意欲の向上を図る。

7 開かれた学校づくり → 家庭・地域に信頼される学校

- (1) 学校経営の方針や教育活動の様子, 生徒の頑張る姿などについて, 多くの機会を捉え家庭や地域に情報を発信するとともに教育活動の公開に努める。(学校ホームページ・学校便り)
- (2) 学校評議員会, 保護者・生徒の学校評価等, 学校内外からの声を学校経営方針や教育活動の策定に活かしていく。
- (3) 保護者・地域の人材の積極的な活用を図るとともに学校施設の開放に努める。